

高齢者総合計画の策定について

1 目的等について

本市の地域特性を生かし、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者保健福祉施策の方向性を示すと共に、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営に努め、取り組むべき施策及び目標を明らかにすることを目的に、すべての高齢者を対象とした総合的な福祉施策の実施に関する第9期高齢者保健福祉計画と、介護保険事業に係る保険給付及び地域支援事業の円滑な実施に関する第8期介護保険事業計画を一体的に策定するもの。

2 根拠法令及び計画期間について

- (1) 根拠法令 介護保険事業計画 介護保険法第117条
高齢者保健福祉計画 老人福祉法第20条の8
- (2) 計画期間 令和3年度～令和5年度（3か年）

3 策定の体制について

(1) 介護保険事業等運営委員会の設置

介護保険法の改正により、市町村は計画策定のほか、新たに計画に基づき実施される各種事業・サービス等の状況について、計画の進捗管理や評価を継続的に行う仕組みが必要となったことから、今後、常設の「介護保険事業等運営委員会」を設置して、計画の策定と進捗管理等を一体的に行う。

(2) 委員構成 14名

学識経験者、介護、医療、福祉に携わる関係者 12名
一般公募（市民代表） 2名

(3) 部会の設置

ワーキング部会：素案作成に必要な調査、研究を行う
評価部会：各種施策の進捗状況の評価を行う

4 策定スケジュール（予定）

令和元年11月：第1回介護保険事業等運営委員会開催
令和2年 1月：実態調査実施
6月：評価部会協議、評価報告
8月～12月：計画内容協議、計画骨子決定
令和3年 1月：パブリックコメント実施
3月：計画案決定